

法曹の質の検証について

法務省

1. 裁判所職員定員法の一部を改正する法律(令和3年法律第20号)に対する衆・参両院の法務委員会における附帯決議

「四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。」

2. 附帯決議への対応

(1) 「法曹の質」とは何か

○ 司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日)

「Ⅰ 第2 2. 法曹の役割

国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持・発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。」

「Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方

まず、質的側面については、21 世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる。」

○ 司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)

「Ⅲ 司法制度を支える体制の充実強化

第2 法曹養成制度の改革

司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。」

(2) 「法曹の質」検証の方向性

- ・ 多様な分野における法曹の活動状況と、それに対する評価を検証する。
- ・ 既存の調査結果を収集・分析するとともに、以下の領域における弁護士との活動や評価等について、新たに調査を行う。

① 企業

企業に対するアンケート及びヒアリングを実施する予定。調査内容は別添1のとおり。

② 児童相談所

厚生労働省の協力を得て、全国の児童相談所を対象にアンケートを実施する予定。調査内容は別添2のとおり。

③ 法テラスと連携している福祉機関等

法テラスと連携している福祉事務所等の機関を対象に、ヒアリングを実施する予定。

出典：法務省作成資料

令和4年3月9日(水)衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

行政省庁等に勤務している裁判官出身者等の人数

(令和3年12月1日現在)

省 庁 名 等	数
内 閣 官 房	2
内 閣 法 制 局	2
内 閣 府	1
公 正 取 引 委 員 会	2
金 融 庁	13
デ ジ タ ル 庁	1
総 務 省	4
公 害 等 調 整 委 員 会	3
法 務 省	103
訟務検事	54
訟務検事以外	49
外 務 省	11
財 務 省	1
国 税 庁	6
文 部 科 学 省	3
厚 生 労 働 省	1
中 央 労 働 委 員 会	2
農 林 水 産 省	2
経 済 産 業 省	2
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	1
国 土 交 通 省	2
衆 議 院 法 制 局	2
国 立 国 会 図 書 館	1
預 金 保 険 機 構	3
日 本 司 法 支 援 セ ン タ ー	1
国 際 機 関 等 派 遣	2
合 計	171
民 間 企 業 等	14
弁 護 士 職 務 経 験	26

裁判官出身の訟務検事数

区分	訟務検事数	うち 裁判官出身者	うち 国の指定代理人として活動する者	訟務検事数に占める割合
平成24年	96	49	49	51.0%
25年	96	46	46	47.9%
26年	96	43	43	44.8%
27年	103	46	42	40.8%
28年	115	53	42	36.5%
29年	120	54	42	35.0%
30年	121	52	42	34.7%
平成31／令和元年	122	54	42	34.4%
2年	122	53	42	34.4%
3年	122	54	42	34.4%

(各年4月現在)
(出所) 法務省資料を基に作成

出典：最高裁判所作成資料

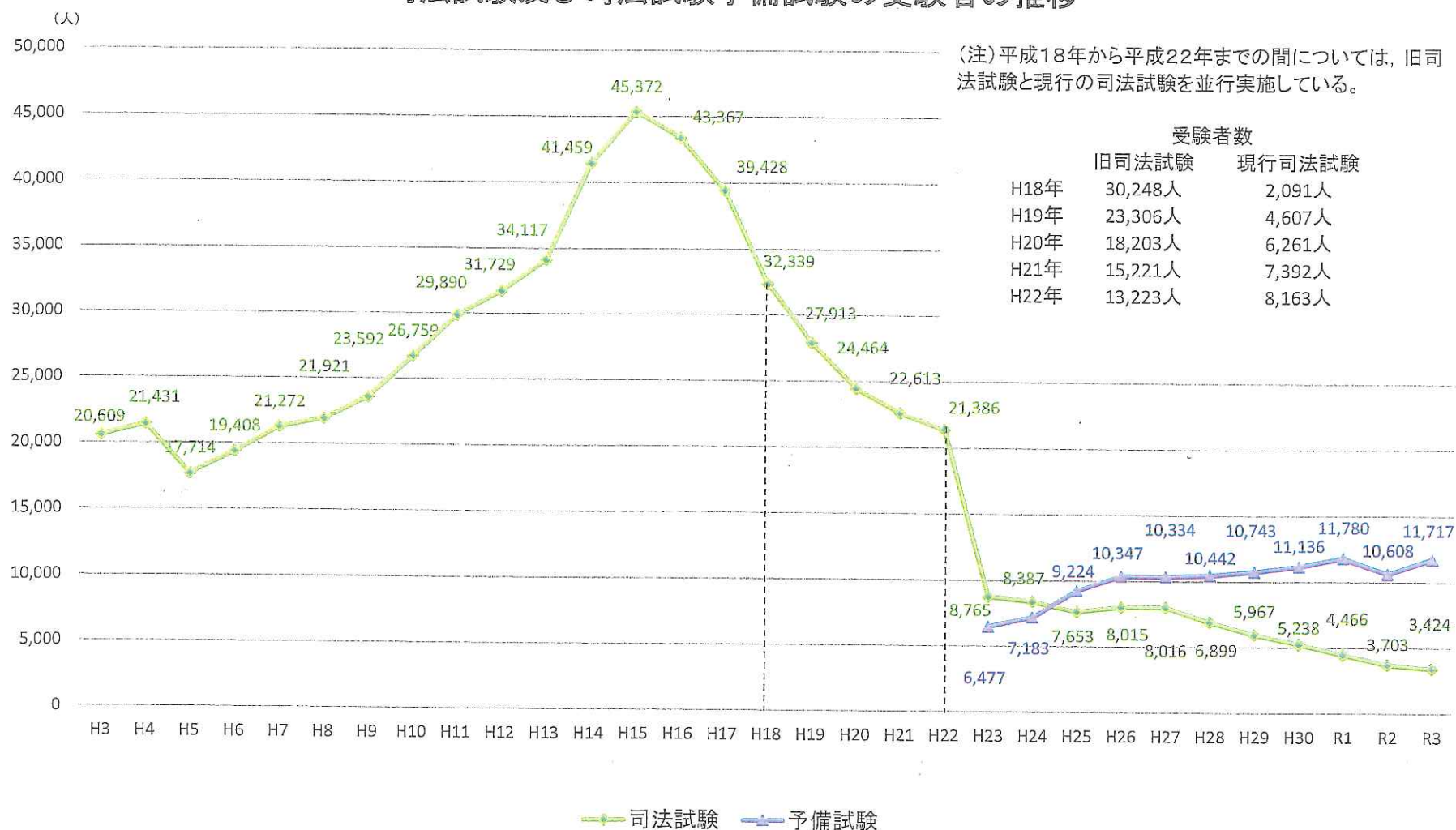
令和4年3月9日（水）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

司法試験及び司法試験予備試験の受験者の推移

(注)平成18年から平成22年までの間については、旧司法試験と現行の司法試験を並行実施している。

受験者数

	旧司法試験	現行司法試験
H18年	30,248人	2,091人
H19年	23,306人	4,607人
H20年	18,203人	6,261人
H21年	15,221人	7,392人
H22年	13,223人	8,163人



出典：法務省作成資料

令和4年3月9日（水）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

2019年度以降の大学入学者の皆さん！

法曹への新しい道、「法曹コース」3年間 + 法科大学院2年間の新制度が始まります！

3+2「法曹コース」って何？

法曹を目指す方が大学の学部段階から法曹になるための教育を受けることができるコース（課程）です。

- 法学部などの法学を学ぶ学部を設置されます！
- 大学を3年で早期卒業して、法科大学院（2年コース）に進学し、法曹を目指します！
- 大学と法科大学院の協定に基づき、5年間の一貫性・体系的な学修ができます！

3+2「法曹コース」の特徴・メリット！

●今までの制度より約2年早く法曹として活躍することが可能です！

- 法曹コースでは、大学を早期卒業（3年で卒業）することが可能です。
- ⇒ 司法試験を在学中受験した場合、従来より、約2年早く法曹として活躍できます！
- ⇒ 大学1年分の授業料（国立大学：標準53万5800円、私立大学：文系平均約80万円）など経済的な負担が少なくなります！

これまで経済的な理由や時間的な理由で法曹を目指すことが難しかった方も法曹を目指しやすくなりました。
※また法曹コースにおいても、日本学生支援機構や大学独自の奨学金制度や授業料減免の経済的な支援制度を利用することが可能です。

●法科大学院と連携したカリキュラムを通じて、学部段階で法科大学院1年次に相当する学修を行います！

法曹を目指すにあたって基礎的な法律知識や能力などを早期に修得することができます。また、法曹コース修了予定者向けの特別選抜を経て法科大学院へ進学すれば、さらに法曹になるための専門的な学修をすることができます。

「法曹」って何？

●裁判官、検察官、弁護士を示す総称です！

3+2 法科大学院では何ができる？

法科大学院は、法曹になるために必要な知識とその応用能力を身につけることを目的とする大学院（専門職大学院）です。

●少人数・双方向制の授業で、考える力、伝える力を養えます！

学部での大人数の授業と異なり、少人数制の授業のもと、法学の研究者・実務家教員や学生同士の議論を通じて、法律の理論・実務を詳しく学ぶことができます。

⇒ 大学よりも、より深く、より進んだ法的思考力・表現力を養えます！

⇒ 先輩・後輩との繋がりや、議論を通じて切磋琢磨しあった学友は、一生の財産になります！

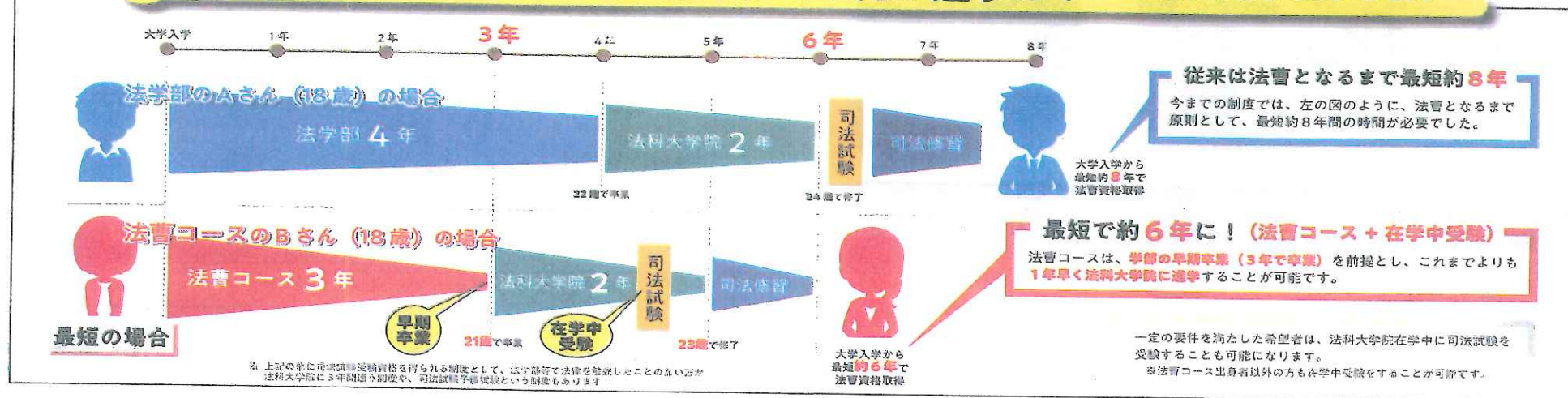
●実際に活躍している実務家の指導のもと実務の力を養えます！

クリニックやエクスターンシップや模擬裁判などの実務型・ロールプレイ型の授業において、現役の裁判官、検察官、弁護士による、実務との密着を強く意識した教育を受けることができます。

法曹コースや法科大学院の詳細、法科大学院出身者の様々な活躍など、スマートフォンサイトをチェック!!



新たな選択肢「法曹コース」は今までと何が違うの？ ～法曹になるまでのプロセス～



出典：文部科学省作成資料

令和4年3月9日（水）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

新司法試験対受験者数合格率

	全 体			LS資格			予備合資格		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
H18	2091	1009	48.25%	2091	1009	48.25%			
H19	4607	1851	40.18%	4607	1851	40.18%			
H20	6261	2065	32.98%	6261	2065	32.98%			
H21	7392	2043	27.64%	7392	2043	27.64%			
H22	8163	2074	25.41%	8163	2074	25.41%			
H23	8765	2063	23.54%	8765	2063	23.54%			
H24	8387	2102	25.06%	8302	2044	24.62%	85	58	68.24%
H25	7653	2049	26.77%	7486	1929	25.77%	167	120	71.86%
H26	8015	1810	22.58%	7771	1647	21.19%	244	163	66.80%
H27	8016	1850	23.08%	7715	1664	21.57%	301	186	61.79%
H28	6899	1583	22.95%	6517	1348	20.68%	382	235	61.52%
H29	5967	1543	25.86%	5567	1253	22.51%	400	290	72.50%
H30	5238	1525	29.11%	4805	1189	24.75%	433	336	77.60%
R1	4466	1502	33.63%	4081	1187	29.09%	385	315	81.82%
R2	3703	1450	39.16%	3280	1072	32.68%	423	378	89.36%
R3	3424	1421	41.50%	3024	1047	34.62%	400	374	93.50%

司法試験予備試験の結果について(平成23年～令和3年)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
予備試験 受験者数		6,477人	7,183人	9,224人	10,347人	10,334人	10,442人	10,743人	11,136人	11,780人	10,608人	11,717人
	うち大学生	1,236人	1,657人	2,476人	2,876人	2,907人	2,919人	3,028人	3,216人	3,402人	3,209人	3,552人
	受験者に占める割合	19.08%	23.07%	26.84%	27.80%	28.13%	27.95%	28.19%	28.88%	28.88%	30.25%	30.31%
	うち法科大学院生	198人	555人	1,497人	1,891人	1,747人	1,652人	1,452人	1,350人	1,300人	1,089人	1,095人
	受験者に占める割合	3.06%	7.73%	16.23%	18.28%	16.91%	15.82%	13.52%	12.12%	11.04%	10.27%	9.35%
	合 計	1,434人	2,212人	3,973人	4,767人	4,654人	4,571人	4,480人	4,566人	4,702人	4,298人	4,647人
	受験者に占める割合	22.14%	30.79%	43.07%	46.07%	45.04%	43.78%	41.70%	41.00%	39.92%	40.52%	39.66%
予備試験 合格者数		116人	219人	351人	356人	394人	405人	444人	433人	476人	442人	467人
	うち大学生	39人	69人	107人	114人	156人	179人	213人	170人	251人	242人	252人
	合格者に占める割合	33.62%	31.51%	30.48%	32.02%	39.59%	44.20%	47.97%	39.26%	52.73%	54.75%	53.96%
	うち法科大学院生	6人	61人	164人	168人	138人	154人	109人	152人	116人	97人	100人
	合格者に占める割合	5.17%	27.85%	46.72%	47.19%	35.03%	38.02%	24.55%	35.10%	24.37%	21.95%	21.41%
	合 計	45人	130人	271人	282人	294人	333人	322人	322人	367人	339人	352人
	合格者に占める割合	38.79%	59.36%	77.21%	79.21%	74.62%	82.22%	72.52%	74.36%	77.10%	76.70%	75.37%
予備試験 合格率		1.79%	3.05%	3.81%	3.44%	3.81%	3.88%	4.13%	3.89%	4.04%	4.17%	3.99%
	大学生	3.16%	4.16%	4.32%	3.96%	5.37%	6.13%	7.03%	5.29%	7.38%	7.54%	7.09%
	法科大学院生	3.03%	10.99%	10.96%	8.88%	7.90%	9.32%	7.51%	11.26%	8.92%	8.91%	9.13%
	大学生及び法科大学院生	3.14%	5.88%	6.82%	5.92%	6.32%	7.29%	7.19%	7.05%	7.81%	7.89%	7.57%

※ 属性は、予備試験出願時(予備試験受験時・合格時の前年度)の自己申告(最終学歴)に基づく

出典：法務省作成資料

令和4年3月9日(水)衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。

一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。)の課程(次項において「法科大学院課程」という。)を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格(同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。)に対応する受験期間(前項各号に定める期間をいう。)においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 商法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑法
- 七 刑事訴訟法
- 八 一般教養科目

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

- 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

- 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

- 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

出典：『法曹養成制度改革の更なる推進について』

平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定 より抜粋
令和4年3月9日（水）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）